

津 市 公 報		第 3 1 号 平成19年 4月 5日 木 曜 日
目 次		
条 例	津市男女共同参画推進条例	
	津市環境基本条例	
	津市水道水源保護条例	
	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
	津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
	津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
	津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
	津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員及び議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例	
	津市手数料徴収条例の一部を改正する条例	
	津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
	津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例	
	津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
	津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
	津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
	津市公共下水道条例の一部を改正する条例	
	津市都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例	
	津市簡易水道条例の一部を改正する条例	
	津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
	津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	
	津市市税条例の一部を改正する条例	
規 則	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	
	津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	
	津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	
	津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則	
	津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び津市職員及び議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
	津市事務分掌規則の一部を改正する規則	
	津市公印規則の一部を改正する規則	
	津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
	津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
	津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	
	津市林道維持管理規則	
	津市会計規則の一部を改正する規則	
	津市終末処理場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則	
	津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部を改正する規則	
訓 令	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令	
	津市事務専決規程の一部を改正する訓令	
	津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令	
	津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	
告 示	住民票の職権消除	
	認可地縁団体の告示事項の変更	
	認可地縁団体の告示事項の変更	
	撤去自転車の保管	
	土地価格等縦覧簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	
	撤去自転車の保管	
	認可地縁団体の告示事項の変更	
	撤去自転車の保管	
	財政公表	
	公示送達	
	撤去自転車の保管	
	撤去自転車の保管	
	撤去自転車の保管	
	認可地縁団体の告示事項の変更	
	撤去自転車の保管	
	撤去自転車の保管	
	議会の議決を得た予算の要領	

撤去自転車の保管
市長の職務を代理する吏員の一部の改正
市道路線の廃止
市道路線の区域変更
市道路線の認定
市道路線の区域決定
市道路線の供用開始

公 告

犬の抑留
犬の抑留
津都市計画下水道事業の変更認可
津都市計画下水道事業上浜都市下水道の変更認可に係る図書の縦覧
犬の抑留
都市公園区域の変更及び供用開始
都市公園区域の設置及び供用開始
都市計画公園事業の変更認可に係る図書の縦覧
都市計画公園事業の変更認可
土地区画整理事業の事業計画の変更認可及び縦覧
津都市計画下水道事業の変更認可
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）、流域関連河芸町公共下水道の変更認可に係る図書の縦覧
津都市計画下水道事業の変更認可
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連久居市公共下水道、流域関連香良洲町公共下水道の変更認可に係る図書の縦覧

教委規則

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

教委告示

教育委員会の招集

選管告示

三重県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所
三重県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数
榊原財産区議会議員選挙における当選人
三重県知事選挙における期日前投票所の決定
三重県知事選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数
選挙人名簿からの抹消者
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
三重県議会議員選挙における期日前投票所の決定
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の決定
三重県知事及び三重県議会議員選挙における開票の場所及び日時
三重県議会議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数

水管規程

津市水道局分課規程の一部を改正する規程

水道告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松 田 直 久

津市条例第4号

津市男女共同参画推進条例

男女は、性別にかかわらず「法」の下に平等であり、私たちは、男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方の選択ができるまち「津」づくりに努めていかなければならない。

また、国際化、情報化、少子高齢化など社会の急激な環境変化に対応するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが課題となっている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識など男女共同参画社会の実現を妨げる要因はいまだ存在している。このことから、男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において、本市、住民等及び事業者といったすべての者が積極的に男女共同参画の推進に取り組む必要がある。

ここに、私たちは、当該すべての者が協力・連携して社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進し、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、住民等及び事業者の目指すべき姿及び役割を明らかにするとともに、本市が行う施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって、相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、本市の男女共同参画都市宣言を踏まえた、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

(目指すべき姿)

第4条 本市、住民等及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次の事項を男女共同参画社会の目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

- (1) 職場における男女共同参画

ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進、解雇等について性別を理由とする差別のない職場環境であること。

イ 男女が、仕事と家庭その他の活動とを両立させることができる職場環境であること。

ウ 男女の身体的・精神的諸問題に対応でき、かつ、妊娠・出産期、更年期等の女性の生涯にわたる各段階に応じた適切な健康管理が行われる職

場環境であること。

エ セクシュアル・ハラスメントのない安心して仕事をすることができる職場環境であること。

オ その他男女共同参画が推進される職場環境であること。

(2) 学校における男女共同参画

ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つ学校であること。

イ その他男女共同参画が推進される学校であること。

(3) 地域における男女共同参画

ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれた慣習、慣行等の制約が男女の相互理解によって克服され、それぞれの行動や考え方が尊重されるとともに、男女が共に意思決定の場に参画することができる地域であること。

イ 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、その企画や実践にかかわれる地域であること。

ウ 女性の積極的な参画により、その多様なリーダーシップが発揮できる地域であること。

エ その他男女共同参画が推進される地域であること。

(4) 家庭における男女共同参画

ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、男女が協力し合い、それぞれの個性を尊重し、「その人らしさ」が大切にされる家庭であること。

イ その他男女共同参画が推進される家庭であること。

(本市、住民等及び事業者の役割)

第5条 本市は、その実施するあらゆる施策について、地域の特性を踏まえ、男女共同参画の視点に立って総合的に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たさなければならない。

2 住民等は、男女共同参画について理解を深め、家庭や地域など社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

3 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第6条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野におい

て、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど性別による権利侵害行為

2 本市は、前項に掲げる行為及びこれらの行為を助長する行為並びに男女共同参画を阻害する行為の防止について、必要な啓発活動を行うものとする。
(施策の策定及び実施)

第7条 本市は、第5条第1項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び三重県並びに住民等及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

3 住民等及び事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。
(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、第14条に規定する津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、基本計画を策定しなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集等)

第9条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、必要な情報の収集、調査、研究等を行うものとする。

2 本市は、住民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する施策についての理解を促進するため、必要な情報の提供など啓発活動を行うものとする。

(相談に対する対応)

第 10 条 本市は、男女共同参画を阻害する問題に関する相談を受けた場合は、関係機関と連携を図り、必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて適切に対応するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 11 条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(施策の実施状況等の公表)

第 12 条 市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況等を毎年度公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第 13 条 本市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、庁内における推進体制を整備し、及び充実に努めなければならない。

(審議会の設置等)

第 14 条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 15 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないようにするものとする。

(委員の任期)

第 16 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第18条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第14条第2項に規定する所掌事項のうち特定の事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

5 審議会の庶務は、市民部において処理する。

6 第14条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市環境基本条例をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松 田 直 久

津市条例第5号

津市環境基本条例

私たちのまち津市は、三重県のほぼ中央部に位置し、西は奈良県に接し、東は波静かな伊勢湾に臨み、青山高原を始めとした緑あふれる山々や豊かな恵みを育む雲出川、安濃川等の河川、流域には森林地域や田園地帯など、本市の地域特性である豊かな自然環境に恵まれている。

また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に残すとともに、伊勢街道、初瀬街道、伊賀街道等の5街道が通じる交通の要衝として栄え、多くの歴史的・文化的遺産を受け継ぎ、産業、学術、文化など多様な機能を備えた三重県の県庁所在地として発展を続けている。

しかし、都市の発展を支える社会経済活動が進展する一方で、私たちは日常生活や事業活動において環境に負荷を与え、人類を含むすべての生物の存続基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしてきている。

私たちは、持続的な発展が可能な社会の中で、誰もが安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、自然環境など、一度失われた環境を取り戻すことは困難であることを認識し、私たちを取り巻く恵まれた環境を守り、後世につなげていく役割を担っている。

私たちは、こうした役割を自覚し、地球環境を視野に入れ、住民等、事業者及び本市が協働して、環境を保全し、及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに住民等、事業者及び本市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、住民等、事業者及び本市が協働して環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民等の安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、住民等の安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、自然との共生を目指し、住民等が安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、住民等、事業者及び本市がそれぞれの役割を自覚し、日常生活や事業活動において、相互に協力し、及び連携して行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(住民等の役割)

第4条 住民等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、住民等は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を自らの責任において防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境施策に協力するものとする。

(本市の役割)

第6条 本市は、基本理念にのっとり、本市の区域の自然的・社会的条件に応じた環境施策を策定し、国、三重県及び他の地方公共団体とも連携し、当該環境施策を実施するものとする。

2 本市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

(環境施策の基本方針)

第7条 本市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ、住民等及び事業者と協働して、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、また、生活環境及び自然環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源並びに海域を保全するとともに、森林、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然が豊かに触れ合うことのできる良好な自然環境が確保されること。
- (3) 健全な水循環を確保し、及び維持するため、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全が図られること。
- (4) 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、都市環境の向上及び歴史的・文化的環境の保全が図られること。
- (5) 廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクル化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が促進されること。
- (6) 地球環境の保全は、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを

認識し、国際的な協調の下に、地球環境の保全に関する施策が推進されること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、環境施策その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第16条に規定する津市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（事業に係る環境への配慮）

第9条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、環境への影響について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査、監視及び測定体制の整備）

第10条 本市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に推進するために必要な調査、監視及び測定に関する体制の整備に努めるものとする。

（年次報告書の作成等）

第11条 市長は、環境の状況及び環境施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（財政上の措置）

第12条 本市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（自主的な活動の促進）

第13条 本市は、環境教育及び環境学習の推進など、住民等及び事業者が自主的に行う環境の保全及び創造に係る活動（以下「環境活動」という。）を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第14条 本市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ、前条の規定による環境活

動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

（推進体制の整備）

第 15 条 本市は、住民等及び事業者と協働して環境施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

（審議会の設置等）

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する重要事項
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

（組織）

第 17 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 19 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第 20 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、環境部において処理する。

5 第 16 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事

項は、会長が審議会に諮って定める。

（委任）

第 2 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道水源保護条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 6 号

津市水道水源保護条例

(目的)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）

第 2 条第 1 項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源の保護及びかん養を図り、もって住民の生命と健康を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水源 法第 3 条第 8 項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。

(2) 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域をいう。

(3) 対象事業 次に掲げる事業をいう。

ア 砕石業（岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を行う事業をいう。）

イ 砂利採取業（砂利（砂及び玉石を含む。）の採取（洗浄を含む。）を行う事業をいう。）

ウ 産業廃棄物処理業（産業廃棄物を処分する事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の許可を要しない施設において行う事業で、排水を伴わないもの又は公共下水道を使用するものを除く。）をいう。）

(4) 既設対象事業場 対象事業を行う工場その他事業場のうち、管理者が水源保護地域を指定した日において既に設置されている工場その他事業場をいう。

(5) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他事業場のうち、水道に係る

水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他事業場で、第6条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(6) 広域水源保護 雲出川流域に係る水源の保護をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、水源の保護に必要な施策を定め、これを実施しなければならない。

(住民等の責務)

第4条 住民等は、水源の保護に関する理解を深め、それぞれの立場から水源の保護に寄与するよう努めるとともに、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定等)

第5条 管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

2 管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ第11条に規定する津市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 管理者は、第1項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。

4 前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(事前の協議及び措置等)

第6条 水源保護地域において対象事業を行おうとする者又は既設対象事業場の施設の構造若しくは規模の変更若しくは事業の範囲の変更（以下「対象事業場の変更」という。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。

2 管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置をとらず、若しくはとる見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置をとるよう勧告するものとする。

3 管理者は、第1項の規定による協議の申出があった場合において、審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第7条 何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはなら

ない。

（建設工事の着手の禁止）

第 8 条 事業者は、規制対象事業場に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業又は対象事業場の変更に係る工事（以下「建設工事」という。）に着手してはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反して建設工事に着手した場合は、当該建設工事の一時停止を命ずることができる。

（中止命令等）

第 9 条 管理者は、第 7 条の規定に違反して、規制対象事業場の設置のための工事に着手した者又は規制対象事業場を設置した者に対し、当該規制対象事業場の設置に係る工事の中止を命じ、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

（広域水源保護の相互協力）

第 10 条 本市は、広域水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体から本市に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

（審議会の設置等）

第 11 条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第 12 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 14 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第15条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 審議会の庶務は、水道局において処理する。

- 5 第11条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第2項の規定による一時停止命令に従わない者
- (2) 第9条の規定による中止の命令、原状回復の命令又は措置の命令に違反した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第5条及び第11条から第15条までの規定は、公布の日から施行する。

(津市水道水源保護条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 津市水道水源保護条例（昭和63年津市条例第1号）
- (2) 久居市水道水源保護条例（昭和63年久居市条例第1号）
- (3) 美里村簡易水道水源保護条例（昭和63年美里村条例第1号）
- (4) 一志町水道水源保護条例（昭和63年一志町条例第14号）
- (5) 白山町水道水源保護条例（昭和63年白山町条例第16号）
- (6) 美杉村水道水源保護条例（平成9年美杉村条例第1号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に廃止前の津市水道水源保護条例、久居市水道水源保護条例、美里村簡易水道水源保護条例、一志町水道水源保護条例、白山町水道水源保護条例又は美杉村水道水源保護条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお廃止前の条例の例による。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 7 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(津市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 津市職員定数条例（平成 18 年津市条例第 26 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 1 条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成 18 年津市条例第 4
4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 109 条第 4 項」を「第 109 条第 5 項」に、「第 1
09 条の 2 第 4 項」を「第 109 条の 2 第 5 項」に、「第 110 条第 4 項」
を「第 110 条第 5 項」に改め、同条第 4 号中「第 109 条第 5 項」を「第
109 条第 6 項」に、「第 109 条の 2 第 4 項」を「第 109 条の 2 第 5 項」
に、「第 110 条第 4 項」を「第 110 条第 5 項」に改める。

(津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 津市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 45 号）の一
部を次のように改正する。

第 21 条第 4 項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(津市財産に関する条例の一部改正)

第 4 条 津市財産に関する条例（平成 18 年津市条例第 52 号）の一部を次の
ように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 238 条の 4 第 4 項」を「第 238 条の 4 第 7 項」に
改める。

(津市市税条例の一部改正)

第 5 条 津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改

正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

第76条第2項中「助役、収入役、副収入役その他の吏員をもって」を「副市長、会計管理者その他の職員は」に改める。

(津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例の一部改正)

第6条 津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例（平成18年津市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

(津市農業共済条例の一部改正)

第7条 津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第146条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第15条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第9条 津市特別職報酬等審議会条例（平成18年津市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(津市助役定数条例の一部改正)

第10条 津市助役定数条例（平成18年津市条例第293号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市副市長定数条例

「第161条第3項」を「第161条第2項」に、「助役」を「副市長」に改める。

(副収入役設置条例の廃止)

第11条 副収入役設置条例（平成18年津市条例第13号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第4条及び第6条の規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成18

年法律第 53 号。以下「改正法」という。) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 の改正規定に限る。)の施行の日

(津市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、第 1 条の規定による改正前の津市職員定数条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。

(津市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、第 3 条の規定による改正前の津市職員等の旅費に関する条例第 21 条第 4 項の規定は、なおその効力を有する。

(津市市税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、第 5 条の規定による改正前の津市市税条例第 76 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。

(津市農業共済条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、第 7 条の規定による改正前の津市農業共済条例第 146 条の規定は、なおその効力を有する。

(津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、第 8 条の規定による改正前の津市駐車場事業の設置等に関する条例第 15 条の規定は、なおその効力を有する。

(津市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、第 9 条の規定による改正前の津市特別職報酬等審議会条例第 2 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。

(副収入役設置条例の廃止に伴う経過措置)

- 8 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、第 11 条の規定による廃止前の副収入役設置条例は、なおその効力を有する。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松 田 直 久

津市条例第8号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に支給される監査委員の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年３月３０日

津市長 松 田 直 久

津市条例第９号

津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例

第１条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第２条第２号中「助役」を「副市長」に改め、同条第３号を削る。

第５条第２項第２号中「助役」を「副市長」に改め、同項第３号を削り、同条第６項中「助役又は収入役」を「副市長」に改める。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項並びに見出し及び３項を加える。

（経過措置）

２ 地方自治法の一部を改正する法律（平成１８年法律第５３号）附則第３条第１項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成１９年津市条例第 号）による改正前の津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例（以下「平成１９年改正前の市長等給与条例」という。）第１条、第２条第３号並びに第５条第２項第３号及び同条第６項並びに別表の規定は、なおその効力を有する。

（給料月額の特例）

３ 平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に支給される市長の給料月額については、第２条第１号の規定にかかわらず、同号に規定する額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。

４ 平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に支給される副市

長の給料月額については、第2条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する額から当該額の100分の7に相当する額を減じて得た額とする。

5 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に支給される収入役の給料月額については、附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成19年改正前の市長等給与条例第2条第3号の規定にかかわらず、同号に規定する額から当該額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。

別表中「助役」を「副市長」に改め、「収入役」を削る。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例の規定中「津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例」を「津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例」に改める。

(1) 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）第6条

(2) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）第3条第2項

(3) 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）第5条第4項及び第8条第2項

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松 田 直 久

津市条例第10号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第9条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第18条第2項を次のように改める。

2 管理職手当の月額、任命権者が規則で定める額とする。この場合において、任命権者が支給する管理職手当の月額は、その管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（100分の22）を超えてはならない。

第19条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附則第6項中「の額」を「の月額」に改める。

附則に次の2項を加える。

（給料及び管理職手当等に係る特例の適用除外）

11 平成19年4月1日から当分の間、規則で定める者に限り、附則第5項及び第6項の規定は、適用しない。

（管理職手当の特例）

12 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に支給される管理職手当の月額については、規則で定める者に限り、第18条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される額から当該額の100分の10以内に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、同項の規定により算出される額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第298号）附則第7条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の津市職員の給与に関する条例第18条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第298号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 11 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年津市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「家庭児童相談員	月額	148,900 円以内」	を
「家庭児童相談員	月額	148,900 円以内	に
母子自立支援プログラム策定員	月額	74,400 円	」

改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 12 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年津市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 住居と勤務場所との間の往復

(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3) 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第 2 条の 2 第 2 項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第 9 条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第 12 条第 1 項第 4 号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第 2 条の 3 第 1 項及び第 2 条の 4 第 2 項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第 1 の表中「等級」を「傷病等級」に改め、同表の備考を次のように

改める。

備考 この表に定める傷病等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第2に規定するところによる。

別表第2の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

（津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例（平成18年津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「障害の等級」を「障害等級」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第9条第3項中「等級」を「障害等級」に改め、同条第4項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表（備考を除く。）中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表の備考2を次のように改める。

2 この表に定める障害等級に該当する障害は、地公災法第29条第2項の規定の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 1 3 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 の次に次の 1 表を加える。

別表第 8 の 2（第 2 条、第 3 条関係） 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 4 7 年三重県条例第 4 1 号）に基づく事務

手数料を徴収する事務	手数料の額		
設計の確認	1 件につき	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業の場合	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	43,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	86,000円
		イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行う宅地開発事業の場合	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	65,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	120,000円
		ウ その他の宅地開発事業の場合	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
設計の変更の確認	1 件につき	次に掲げる額を合算した額	
ア 開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面積に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額			
イ 新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前項に規定する額（当該面積が0.3ヘクタール未満のものにあつては、前項の開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合に規定する額に2分の1を乗じて得た額）			
ウ 新たな土地の開発区域への編入に伴う変更前の開発区域に係る部分の設計の変更については、変更前の開発区域の面積に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額			
エ 開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る			

		土地の面積を除く。) に応じ、前項に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額
--	--	---

別表第 10 建築物に関する確認の項の次に次のように加える。

構造計算適合性判定 （構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたものを除く。）	1 件につき	床面積が1,000平方メートル以内のもの	157,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	209,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	240,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	319,000円
		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	587,000円
		（注）1 床面積は、構造計算適合性判定を行う部分の床面積とする。 （注）2 一の建築物で2以上の構造計算を行う場合にあっては、当該構造計算を行う部分ごとに算出した金額の合計とする。	
構造計算適合性判定 （構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたものに限る。）	1 件につき	床面積が1,000平方メートル以内のもの	108,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	134,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	148,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	187,000円
		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	319,000円
		（注）1 床面積は、構造計算適合性判定を行う部分の床面積とする。 （注）2 一の建築物で2以上の構造計算を行う場合にあっては、当該構造計算を行う部分ごとに算出した金額の合計と	

する。

附 則

この条例中別表第 8 の次に 1 表を加える改正規定は平成 1 9 年 4 月 1 日から、その他の改定規定は建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 9 2 号）の施行の日から施行する。

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年３月３０日

津市長 松 田 直 久

津市条例第１４号

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第８
３号）の一部を次のように改正する。
別表第２を次のように改める。

別表第 2 （第 7 条関係）

お城ホールの設備器具使用料

単位 円

名称		区分	使用料
舞台設備器具	所作台	1 式（化粧 ^{がまち} 框を含む。）	5, 0 0 0
	平台	1 台	1 5 0
	オーケストラひな段けこみ	1 式	5 0 0
	松羽目	1 式	2, 0 0 0
	竹羽目	1 式	2, 0 0 0
	金びょうぶ	1 双	1, 5 0 0
	銀びょうぶ	1 双	1, 5 0 0
	大太鼓	1 式	1, 0 0 0
	めくり台	1 台	1 0 0
	指揮者台	1 台（指揮者用譜面台を含む。）	5 0 0
	楽士用譜面台	1 台	1 0 0
	姿見	1 台	2 0 0
	地がすり	1 枚	1, 0 0 0
	紗 ^{しや} 幕	1 張	1, 0 0 0
	毛せん	1 枚	2 0 0
	長ざぶとん	1 枚	2 0 0
	上敷ござ	1 枚	2 5 0
	司会者台	1 台	3 0 0
	演台	1 台（花台を含む。）	7 0 0
	音響反射板	1 式	5, 0 0 0
照明設備器具	フットライト	1 回路	1 0 0
	ローアーホリゾントライト	1 回路	2 5 0
	ボーダーライト	1 回路	2 0 0
	アッパーホリゾントライト	1 回路	5 0 0
	天井反射板ライト	1 式	1, 0 0 0
	センターピンスポットライト	1 台（1 キロワット）	1, 0 0 0
	ハロゲンプロジェクタースポットライト	1 台	2 0 0
	スポットライト	1 台	2 0 0
	オーロラマシン	1 台	8 0 0
	ディスクマシン	1 台	5 0 0

	フィルムマシン	1 台	5 0 0
	波マシン	1 台	5 0 0
	スパイラルマシン	1 台	5 0 0
	マルチストロボ	1 台	5 0 0
	ファイアーマシン	1 台	5 0 0
	先玉	1 個	2 0 0
	ミラーボール	1 台	6 0 0
	スライドキャリア	1 台	5 0 0
	ダブルゴボローティター	1 台	5 0 0
	アニメーションモーターユニット	1 台	5 0 0
	カラーチェンジャー	1 台	8 0 0
音響設備器具	カセットテープレコーダー	1 台	5 0 0
	MDレコーダー	1 台	5 0 0
	D A Tレコーダー	1 台	5 0 0
	C Dプレーヤー	1 台	5 0 0
	移動用スピーカー	1 式	1, 0 0 0
	コンデンサーマイクロホン	1 本	8 0 0
	ダイナミックマイクロホン	1 本	5 0 0
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	1, 0 0 0
	エレベーターマイクロホン装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1, 0 0 0
	3 点つりマイクロホン装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1, 0 0 0
その他の設備器具	サブミキサー	1 式（コードを含む。）	5 0 0
	拡声装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1, 5 0 0
	プロジェクター	1 台	3, 0 0 0
	ビデオテープレコーダー	1 台	5 0 0
	D V Dプレーヤー	1 台	2 0 0
	スクリーン	1 式	1, 0 0 0
	フルコンサートグランドピアノ（外国製）	1 台（調律料を除く。）	1 3, 0 0 0
	フルコンサートグランドピアノ（日本製）	1 台（調律料を除く。）	6, 0 0 0
	リハーサル室用アップライトピアノ	1 台（調律料を除く。）	5 0 0
〔備考〕	電源コンセント	1 口（1 キロワットにつき）	1 0 0

使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 10 時までを単位とする。

別表第4を次のように改める。

別表第 4（第 7 条関係）

展示・会議施設の設備器具使用料

単位 円

名称	区分	使用料
展示用スポットライト	1 個	1 0 0
展示用ケース	1 台	5 0 0
移動用スクリーン	1 式	5 0 0
〔備考〕 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 1 0 時までを単位とする。		

附 則

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年３月３０日

津市長 松 田 直 久

津市条例第１５号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成１８年津市条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「精神病院又は」を「精神科病院又は」に、「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

第５条第５項中「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 16 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表津市ひとみね保育園の項中「120 人」を「130 人」に改め、同表津市高野保育園の項中「90 人」を「100 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年３月３０日

津市長 松 田 直 久

津市条例第１７号

津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１３３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例

第１条中「知的障害者共同援助事業所」を「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所及び知的障害者一体型指定共同生活援助事業所」に、「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改める。

第２条中「第５条第１６項」を「第５条第１０項に規定する共同生活介護及び同条第１６項」に、「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改める。

第３条中「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改める。

第４条中「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に、「食事の提供等の生活援助及び」を「入浴、排せつ又は食事の介護及び相談その他の日常生活上の援助並びに」に改める。

第５条中「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改め、同条第３号を削り、同条第４号を同条第３号とする。

第６条、第７条第２号、第８条、第９条第１号及び第２号、第１０条各号、第１１条第１項第１号及び第３号並びに第１２条中「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改める。

第１４条第１項中「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に、「訓練等給付費」を「介護給付費及び訓練等給付費」に改める。

第１６条第２項及び第１７条中「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改める。

ム等」に改める。

附 則

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 18 号

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

津市道路占用料徴収条例（平成 18 年津市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 19 条」を「第 18 条」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表に次のように加える。

令第 7 条第 8 号に掲げる器具	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.018 を 乗じて得た額
-------------------	-------------------------	-----------------------

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定及び別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項の改正規定は、公布の日から施行する。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 19 号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「第 12 条の 10 第 1 項」を「第 12 条の 11 第 1 項」に改め、同項第 29 号中「5 ミリグラム」を「2 ミリグラム」に改める。

第 27 条第 1 項中「第 9 条の 8」を「第 9 条の 10」に、「第 9 条の 9 第 1 項第 3 号」を「第 9 条の 11 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年３月３０日

津市長 松 田 直 久

津市条例第２０号

都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例

都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例（平成１８年津市条例第２０６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例

第１条中「及び第３１条ただし書」を削り、「規模等」を「規模」に改める。

第３条を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成１９年１１月３０日から施行する。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 2 1 号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

第 1 条 津市簡易水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条第 3 項中「管理者」を「市長」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

附則第 5 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

別表第 1 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 1 8 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

第 2 条 津市簡易水道条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 6 項及び第 9 項中「小田簡易水道」を「上八知簡易水道」に改め、同表第 1 0 項中「小田簡易水道」を「上八知簡易水道」に、「1 6 7 人」を「5 4 0 人」に、「3 4 立方メートル」を「1 6 7 立方メートル」に改める。

別表第 2 小田簡易水道の項を削る。

附 則

1 この条例中第 1 条及び次項の規定は平成 1 9 年 4 月 1 日から、その他の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

2 津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び津市簡易水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 3 号）第 3 条第 1 項に規定する・原簡易水道（以下「・原簡易水道」という。）」を削る。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年３月３０日

津市長 松 田 直 久

津市条例第２２号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成１８年津市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２ 平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に支給される教育長の給料月額については、第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の１００分の５に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 2 3 号

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（交付額の特例）

- 4 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間、第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「5 万円」とあるのは、「4 万円」とする。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 24 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 95 条中「3, 064 円」を「3, 298 円」に改める。

第 131 条第 5 項中「第 36 条の 2 の 4」を「第 36 条の 2 の 3」に改める。

第 157 条第 2 項中「から第 32 項まで、第 34 項、第 37 項又は第 38 項」を「、第 31 項、第 33 項、第 36 項又は第 37 項」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項第 2 号中「第 12 条第 23 項」を「第 12 条第 22 項」に改め、同条第 5 項中「第 12 条第 25 項」を「第 12 条第 24 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 法附則第 16 条第 11 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 12 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 11 項に規定する改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 7 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 令附則第 12 条第 28 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 改修工事が完了した年月日

(6) 改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第11条の3 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第16条の2第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附則第19条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第19条の6第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第20条の4第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中

「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附則第26条中「第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項又は第58項」を「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで若しくは第55項」に、「第38項」を「第37項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。